

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人国立市社会福祉協議会
ケアプランセンター・ヘルパーステーション

国立市社会福祉協議会ケアプランセンター及びヘルパーステーション（以下、事業所という）は、利用者の健康と安全を確保するために、福祉サービスの提供者として、感染症の予防に努め、もし感染が発生した場合でも感染の拡大しないよう迅速な対応体制を整える必要がある。利用者の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所においては、感染症に対する抵抗力が低く感染すると症状が悪化しやすい傾向のある高齢者やしょうがい者に対してサービス提供を行っている。そのため、未然に感染を防ぐ、もしくは感染が発生した場合でもその拡大を最大限防ぎ、利用者、その家族、および職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備する。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

(1) 感染対策委員会の設置

① 設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

② 感染対策委員会の構成メンバー

地域生活支援課長、事業所管理者、感染対策の知識を有するもの

③ 感染対策委員会の開催

おおむね 6 ヶ月に 1 回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

④ 感染対策委員会の役割

- A) 感染対策マニュアル・指針等の作成及び見直し
- B) 感染対策の方針・計画の立案と全職員への周知
- C) 感染症発生時の対応の検討
- D) 職員に対する研修（年 1 回以上）・訓練（年 1 回以上）の企画、実施

(2) 平時の対策

①利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策（スタンダードプリコーション）」を徹底する。

【標準予防策の主な内容】

- A) 手指消毒（手洗い、手指消毒）
- B) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用
- C) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- D) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

②利用者及び職員の健康状態の把握

- ③「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努める。

(3) 発生時の対応

- ①事業所内で感染症またはそれが疑われる状況が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、感染症 BCP に従い消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- ②感染拡大の防止として、職員もしくは利用者の健康状態の把握、各所の消毒、感染もしくは疑いのある者に対するケアの実施内容、実施方法の確認等を行い、実施した措置などを記録する。
- ③必要に応じて管理者と協議のうえ、感染症 BCP に則り、以下の保健所、行政機関や関係各所へ報告を行う。情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。
 - A) 国立市しょうがいしゃ支援課及び高齢者支援課
 - B) 多摩立川保健所
 - C) 関係各所（法人各課、居宅介護事業所、訪問介護事業所等）
 - D) 利用者及び利用者家族

3. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに関覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。

<変更・廃止手続>

本指針は、感染対策委員会において定期的に見直しを行い、必要に応じて変更する。変更事項については、全職員に対して周知徹底を図る。

<附則>

本指針は、2026年3月31日改訂、適用する。